第６号様式（第19条関係）

事　業　者　排　出　量　削　減　報　告　書

（宛　先）　京都府知事	令和　２年　９月１７日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区三田３丁目５番２７号 住友不動産三田ツインビル西館	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 日本板硝子株式会社 代表取締役　森　重樹 電話　03 － 5443 －9522

主たる業種	自動車用安全ガラスの製造					細分類番号	2 1 1 1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	☑ 第12条第１項第１号 □ 第12条第１項第２号又は第３号 □ 第12条第１項第４号					
計画期間	平成２９年４月から平成３２年３月まで						
基本方針	２０２０年目標（１９９０年比）を以下のように設定し、既導入の環境マネジメントシステムを軸に削減を目指す。ＣＯ２削減≧２５％　　リサイクル率≧９９％						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度（26～28）年度	第１年度（29）年度	第２年度（30）年度	第３年度（31）年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	276,130.6 トン	279,493.9 トン	286,158.6 トン	296,575.4 トン	4.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	284,859.5 トン	277,529.9 トン	284,194.6 トン	294,611.2 トン	0.2 パーセント	
	実績に対する自己評価	1990年比25%削減はすでに達成している為、現状維持を基本とする、					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（28）年度	第１年度（29）年度	第２年度（30）年度	第３年度（31）年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量（生産㎡/1000000）	6,350.22	6,688.89	6,819.36	7,652.79	11.08 パーセント
		事業活動に伴う排出の量（　　）					パーセント
	実績に対する自己評価	窯定期修繕が近くなり、生産量が低下している。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度（28）年度	第１年度（29）年度	第２年度（30）年度	第３年度（31）年度	備考	
		38.0 パーセント	38.0 パーセント	38.0 パーセント	38.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	（２９）年度	加熱炉･品種切替時間短縮と待機エネルギー削減、LED照明転換					
	（３０）年度	加熱炉切替時間短縮、待機エネルギー削減、LED照明転換、空調機自主点検整備 作業エリア区画整備と空調機器更新					
	（３１）年度	LED照明転換、作業エリア区画整備、空調機器更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月１６日を事務所、常昼勤務者対象にノーマイカーデーを推奨する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	工場立地と勤務体系（夜勤含）制約からバス（本数少なく夜間無）等の公共交通利用は限られ、主な通勤手段は自家用車（又バイク）です。近距離勤務者は自転車や徒歩通勤が増えています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第１年度（29）年度	第２年度（30）年度	第３年度（31）年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	使用原材料の適正化（適正寸法、適正在庫、循環再利用）による廃棄物発生抑制と、分別細分化による再資源化 により３Ｒを推進している。						
特記事項	第二計画期間からの超過削減量5,892.2トンのうち、第１年度は1,964トン、第２年度は1,964トン、第３年度は、1,964.2トン差し引く。						

注 1　該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
2　「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4　「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
5　「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。